

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和元年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和元年度取組実績	今後の課題及び対応策
(1)人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保	地区計画等を活用した土地利用促進	市街化区域内では宅地開発が進み、宅地開発可能な土地が少なくなっている。	・市街化区域に隣接する土地調査 ・地区計画	宅地開発を希望する事業者に対し、地区計画制度の活用を提案した。 地権者に対し、地区計画制度の説明を行い、制度活用について提案した。	地区計画候補地（案）がいくつかあるが、全地権者の同意が取れていなかったり、農業関係の補助金をもらっていて、すぐに宅地化できないなどそれぞれ事情があり、速やかに取りかかれる案件がないため、引き続き事業者、地権者との協議を重ねていく必要がある。
	②移住促進に係るPR推進	移住定住促進事業	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの製作、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。ターゲットを福岡都市圏の通勤通学をする子育て、若者世代に絞り、市内の路線バスや地下鉄などへの効果的な広告やメディア媒体を活用したイメージ戦略を行う。	基山町ホームページにて移住体験住宅等の紹介を行い、佐賀県主催の移住相談会に参加した。	移住・定住に係るプロモーション活動をホームページ等で充実させるとともに、県主催イベントに参加し、県や近隣市町との連携による相乗効果を狙ったPRを図る必要がある。
	③空家対策による移住定住促進	スマイルナビ、JTIのマイホーム借上げ制度との連携、不良住宅除去費補助金	少子高齢化や核家族化により空家が年々増加しており、今後も人口減少などで増えていく見込まれる。	すまいるナビ（町内の空家等を売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） JTIのマイホーム借上げ制度との連携（50歳以上の所有する住宅をJTIが借上げ、3年の定期借家契約で子育て世帯等に転貸する） 不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する）	令和元年度のすまいるナビによる成約実績は3件、JTIのマイホーム借上げ制度との連携及び不良住宅除去費補助金交付実績は3件となった。	空家の活用は、所有者の空家活用に対する意向が前提となるため、ホームページや広報等でさらなる制度の周知を行い、空家の除却及び利活用の理解促進を行う必要がある。
	④企業誘致による雇用確保、定住促進	無料職業紹介所の設置	企業誘致を行う際に用地確保を重要課題としていたが、進出後の企業によっては、人材確保に苦勞し、事業が拡大できない状況である。	無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人者のきめ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者の人材確保と定住促進を図る。	基山町無料職業紹介所を設置し、働きたい方と地元事業者のマッチングを促進した。雇用のマッチング結果は28件であった。また、7月には佐賀労働局長から同意を得て、雇用関係助成金の一部について、取扱ができるようになった。	基山町無料職業紹介所の認知度の向上を図ると共に、情報の充実や支援体制の強化に努める。特に高齢者については、生涯現役促進地域連携事業を活用し、雇用機会の拡大を推進する。
	⑤子育て支援による移住、定住促進	妊娠時から子育て期にわたる切れ目のない支援	妊娠期から子育て期に子育て交流広場を、保健センター2階で運営している。	基山保育園の建て替えに併せて、子育て交流広場を設置し、保健センターに設置予定の子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠時から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	「基山っ子みらい館」が令和2年3月末に落成し、公立の基山保育園及び子育て交流広場を設置した。	基山保育園との併設により、より子育て支援に力を入れた事業を充実させる必要がある。また、保健センターとの連携を行い、子育て支援が継続的に行われる仕組みを構築する必要がある。
		子育て支援施策の効果的広報	子育て支援施策を整理した子育て支援ガイドブックを作成している。	子育て支援ガイドブックを、子育て世代の意見も取り入れながら整理、ビジュアル的にリバイスし、子育て支援策をわかりやすく伝える。	子育て支援ガイドブックについて、最新の情報が提供できるよう内容を修正し、令和2年3月に改訂版を発行した。	最新の情報提供、内容の充実を図るため、定期的に内容等について加筆、修正等を行う必要がある。
		子どもの居場所づくりの充実	放課後児童クラブ運営、子どもの居場所づくり教室を実施している。	子どもの居場所づくりの充実を図るため、多世代交流センター憩いの家にキッズスペース（基山ランド）を設置、放課後児童クラブの増室を図る。また、事業内容の充実を図る。	子どもの居場所づくり充実のため、料理教室やDIY事業などを実施し、世代間交流を行った。 放課後児童クラブについて、要配慮児童対応支援員派遣事業の実施を行った。 放課後児童クラブ（コスモス教室）の改修を行い、環境整備を行った。	キッズスペースのさらなる安全対策の充実を検討する。 放課後児童クラブについて、要配慮児童対応支援員派遣事業の充実を図るため、支援員等と研修を行う。
		子育て・若者世帯の住宅取得補助金	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。	子育て・若者世帯の住宅取得補助金の交付実績は68件と目標数の15件を上回った。	本補助金については利用者数が安定した数字で推移しており、移住・定住に効果的な取り組みであると考えられるため、今後も継続して補助金交付を行う必要がある。
	新居世帯家賃補助金	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	賃貸借契約に基づき、基山町内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住民登録している世帯に対し、家賃補助金を交付する。（対象は、過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯で、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯。）	事業の効果が見込めないため、今後実施しないこととした。	基山町の定住人口の増加策として、効果的な新たな取り組みについて検討を行う必要がある。	

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和元年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和元年度取組実績	今後の課題及び対応策
		移住体験住宅事業	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	大学の学生によるアイデアを取り入れて地元業者施工による改修というモデル住宅委託事業を行い、低コストで満足度の高い環境を提供する。完成したモデル住宅は、移住体験住宅やリノベモデル住宅として活用する。	小倉移住体験住宅利用実績は14件、宮浦移住体験住宅利用実績19件となった。	令和元年度については3件の世帯が本町へ移住し、移住・定住の促進について一定の効果が見られた。「住みたいまち基山の創造」の実現のため、ホームページの充実等により利用を促進し、「きやま暮らし」を体験していただくことにより、さらなる基山町の移住人口の増加を図る必要がある。
(2)持続可能な財政運営の実現	①税収入等の確保	町税徴収率の向上	平成28年度町税4税（個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の現年課税・滞納繰越分を合わせた全体の徴収率は96.12%である。	町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やコンビニ納付の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実施する。	佐賀県税務所へ職員を1名派遣し、滞納解消に努めた。また、県税と連携を図り一斉催告等の取組や滞納整理事務を行った。外国人を雇用する特別徴収義務者に対し、徴収対策を実施した。地方税共通納税システムの開始により、特徴事業所等の納税の利便性を図ることができた。令和元年度の徴収率は、97.59%であった。	町税徴収率の向上のため、口座振替等による納期限内の自主納付の推進を図る。県と連携し、進行管理を行い滞納整理を行う。外国人労働者に係る個人住民税の徴収について関係課との連携や事業所への協力依頼を行う必要がある。
		②自主財源の確保	給食費の未納についての適切な徴収	給食費の未納については、児童生徒の卒業後徴収が難しくなるため、年度内に納付できなかった分が未収金として残っていた。	給食費の長期滞納がないよう、適切な納付干渉を行い年度内納付を心がけ、保護者の負担を軽減する。給食会計の効率的な運営のための会計処理の方法を検討し、事務改善を行う。	滞納者については、長期とならないように引き続き学校・子ども課と連携し徴収している。給食会計の効率的な運営のため引き続き情報収集し検討した。
	町有施設の使用料見直し	町有施設の使用料見直し	町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な見直しを行い、指定管理者委託料の適正化を図る。	前回、平成29年度に使用料の見直しを行い平成30年度に改定を行った。今回は、令和2年度に全体的に見直しを行い、令和3年度に改定を行う。	「基山町使用料・手数料見直しの基本方針」に基づき、3年に1度使用料等の見直しを行っている。令和2年度に指定管理者や使用料を見直し、令和3年度からは新しい使用料を徴収する。
	ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	返礼品の開発などにより平成28年度では約5億7千万円の寄付をいただいております。平成29年度では約10億6千万円の寄付を見込んでいる。また、平成29年度には合宿所建設や放課後児童クラブ増設などに活用を行っている。	一定の自主財源の確保を図るため、返礼品の見直しを適宜行い制度の推進を図っていく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行っていく。	新規の寄附ポータルサイトの追加、新たな返礼品の開発・見直しを適宜行い制度の推進を図った。また、災害復旧や教育・子育て施設等のハード整備に基金を活用した。	ニーズに沿った新たな返礼品（体験型など）の開発や、寄附金使途の積極的な公表を実施し、更なる自主財源の確保を図る。
	有料広告事業の推進	有料広告事業の推進	ホームページのバナー、町立図書館のブックカバーへの有料広告利用が伸びていない。	広告代理店等と連携し、広告主の募集や新たな広告媒体を検討し利用促進を図っていく。	デジタルサイネージの導入など、新たな広告媒体の検討を行った。これにより、庁舎内案内板への広告掲示について、来年度より実施することとなった。	新たな広告媒体の導入などについて引き続き検討を行う必要がある。
	未利用地の有効活用	未利用地の有効活用	一団の町有未利用地は少ないが、開発等に伴う残地等は未利用のまま点在している。	公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本桜・城の上線道路改良の残地（旧神の浦ため池）の有効活用を図る。	旧神の浦ため池跡地について、公募型プロポーザルによる募集を行い、4区画のうち1区画の契約候補者が決定した。	旧神の浦ため池跡地の残りの区画についても売却を実施していくとともに、その他の未利用地払下げ等についても検討する必要がある。
	③事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施を検討する際、国庫補助金や財団等の助成金の活用を検討を行っている。	国庫補助金や財団等の助成金の活用を検討を行う。あわせて他自治体の同種の事業実施を参考に研究を行う。	国、県の補助金制度については、引き続き積極的な活用を行った。また、財団等の助成金の情報を庁内全体に提供し活用を検討した。	財源を確保するために、様々な補助金等の情報の収集及び各課、関係団体に情報提供を図ることで活用の促進を図る必要がある。
④中長期財政計画の随時見直し、適正管理	中長期財政計画の随時見直し	平成22年9月に10年間の中長期財政計画を策定し、その中間を経過した平成28年度に見直しを行っている。	基山町公共施設等総合管理計画の随時見直しや新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随時見直しを行う。	現在の中長期財政計画は平成28年度～令和7年度までの10年間の計画であるため、計画の見直しを、引き続き実施している。	基山町公共施設等総合管理計画や新たな事業を反映しつつ、中長期財政計画の見直しが必要がある。	
⑤基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	公共施設の点検等の維持管理情報の活用による計画的更新	公共施設の点検等の維持管理情報は、それぞれに管理し、対処的に実施している。	公共施設の点検等の維持管理情報を活用し計画的に更新を実施することで財政負担を平準化する。総合管理計画及び施設点検結果等に基づき予防保全的の視点から施設の補修及び更新を行う。	大規模建物の点検及び補修（修繕）履歴の一括管理に向けた検討を行った。	予防保全的対応計画の検討のため、建物の個別施設計画の作成が必要である。	

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和元年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和元年度取組実績	今後の課題及び対応策
		基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	平成28年度に策定を行っている。	財政負担の平準化や策定後の新たなハード事業を盛り込んでいくことなど、適宜見直しを行っていく。	各施設ごとに中長期的な維持管理・更新費の削減や予算の平準化等を図るため、個別施設計画の策定を進めた。	個別施設計画情報を基に本計画の更新作業を行い、施設の長寿命化・財政負担の平準化を図っていく必要がある。
	⑥補助金等に関する支出の適正化	補助金の検証と評価	平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。	再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金を検証し、継続可否を判断する。	内部委員での補助金等検討委員会を設置し、検討の対象とする補助金等及び検討の方法について協議した。	速やかに町財政運営に反映させる必要があるため、令和2年度前半期に提言書を作成し、町長へ提出する。
	⑦各保険に係る給付の適正化	通いの場の充実	介護予防教室については、期間を限定し業者委託により拠点的に実施している。地域によっては教室までの利便性が悪い。	要介護認定率を減少させるため、各区公民館等での介護予防サポーター（ボランティア）による通いの場（介護予防教室）を推進して行く。	未開催地区での新規開設のため、出前講座や開催地区の見学会を開催した。公民館の空き時間の調整ができなかったため新規開設には至らなかった。	公民館では、各種行事が行われており、空き時間が少ないため、利用者間での調整の支援を行い、通いの場の新規開設を推進していく。
		国民健康保険の予防事業等の促進による医療費適正化	特定健診・保健指導の実施、ジェネリック医薬品の推進を行っている。	健康ポイントの活用、未受診者対策等により特定健診の受診率を向上させていく。保健指導の充実を図り重症化予防を実施。広報等によりジェネリック医薬品を推進させる。柔道整復術療養費の適正化の取組を実施。消防署等からの情報提供を活用し国保連合会と連携して第三者行為求償事務の取組を強化する。	未受診者対策事業や結果説明会を実施し、受診率向上、重症化予防に努めた。後発医薬品利用差額通知を発送した。第三者行為の該当の有無について、消防署からの情報活用、申請時の聞き取りを実施した。	特定健診の受診率向上のため、集団健診における負担金を無料とする。
		後期高齢者医療の予防事業等の促進による、医療費適正化	健康診断を実施している。	健康診断及び予防等に取り組む。	糖尿病重症化予防のための訪問事業を実施した。歯科健診については、佐賀県後期高齢者医療広域連合の目標を上回る受診率であった。	医療機関と連携し、後期高齢者の健診受診率を向上させ、そこから健康課題の把握・分析を行い、課題解決に向けたアプローチを実施する。
(3)行政サービスの向上	①窓口業務のサービスの向上	コンビニ交付サービスの利用推進	コンビニ交付サービスの利用者が少ない状況である。	町内外への広報を行う。コンビニ交付サービス利用のために、個人番号カードの取得促進を行う。	コンビニ交付サービスの利用促進に向け、広報やホームページに掲載し、転入者や戸籍の郵送請求者にチラシを配布した。併せて、個人番号カードの取得促進のための広報等も行った。また、仕事等で開庁時間中にカードの受け取りができない方に対して時間外での交付を行っている。	コンビニ交付サービスの利用には、個人番号カードが必要のため、個人番号カードの取得促進をさらに行う必要がある。
		図書館祝日開館の推進	平成28年4月より閉館時間を17時から18時に変更し、開館時間を1時間延長した。館内整理日による休館をなくし、開館日を増やした。	祝日の図書館開館を検討する。	年間の開館日数は、平成27年度は279日、平成28年度は295日、平成29年度は290日、平成30年度は304日、令和元年度は291日となった。令和元年度はコロナ禍のため3月15日から休館した。	今後も継続して祝日開館を実施する。しかし、開館日数が増加した分の代替え人員の確保が必要となっている。
	②高齢者福祉の推進	地域包括ケアシステムの推進	高齢化が進むにつれて、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、生活支援の必要性が増している。	高齢者のニーズとサービス提供主体のマッチングを行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。	地域資源と地域ニーズの発掘のため、生活支援コーディネーターが各地区のサロンや地域の行事に参加し、サービスの創設に向け地区座談会などを開催した。	地域ニーズや地区座談会で出た課題を整理し、提供できるサービスの創設に向け支援を行う必要がある。
		地域包括ケアシステムの推進	高齢化が進む中、住み慣れた地域で暮らしを継続するためには、健康寿命を延ばし、生活の質を高める必要がある。	高齢者がいきいきと暮らしていけるよう介護予防や健康増進事業に積極的に参加することを促進するため、参加者に対しポイントを付与する。ポイントは、基山シール会ポイントと交換するものとし、高齢者の健康気運を高める。	ホームページや広報により周知を行い、継続して事業の促進を図った。	地域でいきいきと暮らしていけるよう介護予防や健康増進事業への参加が大切であることの周知をより効果的に行う必要がある。
	③子育て支援の推進	児童見守り等に関する地域との連携	登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。	登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。こども110番の家等により安全の確保を図る。	全域の通学路点検を行った。点検結果をもとに計画的に安全施設や防犯カメラの設置対策を講じた。	通学路の点検を引き続き行い計画的に対策を講じる。各関係団体と連携し110番の家の登録数を増やし児童の見守りを行っていく。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和元年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和元年度取組実績	今後の課題及び対応策
		医療費等助成制度の充実	10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われているが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。基山町は全国平均よりも出生率が低い状況である。	子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に助成を行った。不妊治療費助成件数は15件であった。	町の助成制度の認知度向上のため、引き続きHPや広報等で周知を行う。また、現在、特定不妊治療以外の不妊治療も増えており、県では、平成31年度より男性不妊への助成も開始されているため、それに伴い、町においても、助成内容について検討する必要がある。 また、少子化対策及び若者定住化対策として人口増加を図るため、出産祝い金等の支援を検討する。
		町の保育の質と量の確保	町立の基山保育園は築40年以上経過し、建て替えが必要な状況である。	基山保育園の建て替えについては、公立保育所1園、民間保育所1園で整備し、待機児童がでないよう町の保育の質と量を確保する。	民間の認定こども園「基山パティ認定こども園」が平成31年4月に開園した。定員は144名で、待機児童問題を未然に防ぎ、子育てと就労の両立について大いに貢献している。 また、「基山っ子みらい館」が令和2年3月末に落成。公立の基山保育園と併せて、子育て交流広場及び貸出可能な会議室等を含めた多機能な施設として4月に開館した。	開園した認定こども園について、スムーズな運用に向け、県と連携しながら指導等を行っていく必要がある。基山保育園については、児童に環境の変化によるストレス等を与えることなく、通常通りの保育ができるように配慮する必要がある。また、基山っ子みらい館の活用について十分に検討していく必要がある。
		子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援法を踏まえ、基山町子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度～31年度版を策定している。	子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、平成32年度～平成36年度版を作成する。	ニーズ調査、子ども・子育て会議での検討を経て、令和2年3月に計画を策定した。	住民の子育てを支援していくため、支援事業計画の施策を確実に実施していく必要がある。
		医療費等助成制度の充実	乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。現在、接種費用の全額を保護者負担により実施している。	接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	広報、ホームページへの掲載、乳幼児健診等での保護者への周知、町内医療機関へのポスター掲示を行った。令和元年度実績1,477件であった。	助成件数から、制度が定着してきているため、今後も子育て支援の一環として、インフルエンザ予防接種費用の助成を継続して行う必要がある。 また、子どもの医療費助成制度を高校生の通院分を含めるなど拡充を検討する。
④多文化共生社会の推進	基山町多文化共生推進プランの策定及び推進	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	生活者としての外国人住民にとって住みよい町は、誰もが住みやすく活躍できる町づくりにつながるから、基山町における多文化共生社会の実現に向けたプランを策定し、着実な推進を図る。	日本語教室や推進会議を実施しながら、プランの検討を行った。	アンケート調査等を実施し、令和2年度中に基山町多文化共生推進プランを策定する。	
	基山町多文化共生社会推進会議の設置	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	外国人住民や日本人住民、外国人雇用企業担当者、行政担当者などオール基山考える体制を構築し、情報の共有と相互理解を図りながら、基山町多文化共生プランの進捗状況の確認と各自の責任と役割を果たしていく。	基山町多文化共生社会推進会議の設置のため、関係機関や団体等の参加による基山町における多文化共生社会を考える懇談会（8/22）を開催した。	基山町多文化共生プランを策定し、それをもとに会議を行い、地域社会における多文化共生の意識づくりに努める必要がある。	
	日本語教室の設置	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。	日本語教室（全11回）を開催した。また、ベトナム語・英語・やさしい日本語版の基山町ごみカレンダーを作成した。	地域社会における多文化共生の意識づくりに努め、外国人と日本人の相互理解を深める必要がある。	
⑤地域公共交通の利便性の向上	コミュニティバス等の利用促進	高齢化が進む中で、日常生活における移動手段としてコミュニティバス等が十分に利用されていない。	運転免許証返納サービス・路線・ダイヤの見直しイベント等での利用促進PR活動・お試乗車の取組み	運転免許証返納サービスの令和元年度利用実績は、68件であった。 路線・ダイヤの見直しを地域公共交通活性化協議会で検討し、令和元年10月からバス停を新たに3箇所設け、路線・ダイヤを変更した。 広報、ホームページ、冊子等を使って利用促進を行った。またイベント等で利用促進PRを行い、お試乗乗車券の取組等を実施した。	乗車率を上げるために、利用促進のPRを行った結果、利用者数は増加傾向にある。 ただし、利用者にアンケートを取ると不便であるという意見も多いため、今後も利便性を高めるために必要に応じて、路線・ダイヤの見直しを検討する。	
⑥安全な交通基盤の確保	安全な交通基盤の確保のため歩道狭小等の道路など歩行者の安全対策を視点にした道路改良	円滑な自動車移動の為、車道の道路幅員の視点により道路の改良を行っている。	歩道狭小や転落の危険等が潜在する道路の改良に努めることで、道路の継続的で安全な道路交通基盤を確保する。	通学路を中心とした点検を関係機関と合同で行政区毎に行った。小中学校の児童生徒を対象と想定し、交通安全対策が必要な危険箇所について、令和2年度に実施する整備箇所を決定した。また、車止め、ポストコーン、カーブミラー、カラー舗装等の交通安全施設を設置した。	交通安全施設の整備が必要な箇所を関係者等と協議し、計画的に整備していく必要がある。	

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和元年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和元年度取組実績	今後の課題及び対応策
		安全な交通基盤の確保のため道路施設の適正更新	道路等施設老朽化に対する更新について、交通量が多い幹線道路では、対処的対応で行っている。	道路施設となる「橋梁、舗装」の補修に対し予防保全の対応を実施することで道路の継続的で安全な道路交通網確保する。	長寿命化計画及び道路橋梁点検等の維持管理情報から、基山駅前線の舗装および小松橋等の補修を実施した。	継続的で安全な道路交通網確保のため、今後も維持管理情報をもとに、計画的に予防保全の対応を行う必要がある。
(4)効率的・効果的行政運営の確立	①課・係等の組織の適正化	組織の再編	平成27年4月に大幅な機構改革を実施し、平成28年4月には懸案事項となっていた部分の一部機構改革を実施した。しかしながら情勢も刻々と変化することから常に見直しなどの検討を行う必要がある。	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課系の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々々の業務量に合わせた課係の再編を行う。	住民課にらしの安心・安全係を設置、建設課の下水道係を上下水道係に変更、健康福祉課を健康増進課と福祉課に分課し、住民課にあった保険年金係を福祉課へ異動、健康増進課に子育て包括支援係を設置した。	施策や業務量等に合わせて、機構の見直しを実施しているが、機構改革の実施から5年が経過しており、国体や独居高齢者対応などの業務量の増加も想定されるため、翌年度中に組織の検証を行い、課係の再編について検討する。
	②職員数及び職員配置の適正化	定員管理計画の見直し	現在も定員管理計画に基づき人員配置を行っているが、常に業務量と適正な人員配置については検討する必要がある。	必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	長期的な職員の退職者数、再任用職員数を踏まえて、新規採用職員数を検討し、職員定数条例を見直した。	翌年度に組織機構について検討するため、組織機構と連携した「基山町職員定員管理計画」に更新する必要がある。また、給食調理員（現業職）について、退職者不補充による縮減を進めているため、人員減による行政サービスの低下とならないように、職員配置の見直しや民間活用等を検討する必要がある。
	③人材の確保及び育成強化	職員研修目的での派遣の実施	現在は、佐賀県、九州経済産業局との人事交流を行っており一定の成果を上げている。	国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	九州経済産業局へ1名の人事交流（2年3か月間）、小都市へ1名（2年間）の人事交流、佐賀県税事務所へ1名（1年間）の研修派遣を実施した。	国体の佐賀県開催等で臨時的な職員配置が必要となり単純な派遣は難しい状況になると予想されるため、途絶えることのないよう調整のうえ今後も継続していく必要がある。
	④民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等）	指定管理者制度等の有効活用	体育施設、町民会館、に加え、平成30年度より基山町合宿所に、指定管理者制度を導入する。	指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	指定管理者制度を継続的に行うため、公共施設2か所について平成31年4月1日に協定の締結を行った。	キャンプ場について、指定管理者制度を導入するか再検討が必要である。
		アウトソーシングの推進	体育施設、町民会館、に加え、平成30年度より基山町合宿所に、指定管理者制度を導入する。	町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	アウトソーシングできる業務の検討を行った。	現在アウトソーシングできる業務はないが、今後の情勢に合わせて検討していく。
⑤広域行政の推進	下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討	下水道事業について、広域連携により汚水処理を行っている。	下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。	集合処理区域（下水道）と個別処理区域の区域分け案を作成し、住民説明会を行った。	集合処理区域の拡大は、約10年後となるため、最終的な区域の決定については、今後の地域の動向を見ながら進めていく必要がある。また、流域下水の接続を予定どおり実施していく。	
		消防事務の広域事務組合による実施	現在消防署運営等の消防事務については、鳥栖三養基地区消防事務組合において広域により実施されている。	消防署運営等の消防事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。	消防事務について、鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し広域実施している。	施設や車両等の老朽化により、負担金の増額が見込まれるため、事務組合と連携し、計画的な修繕等を行っていく必要がある。
	ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施	現在、ごみ処理施設運営業務については、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合において広域により実施されている。	ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。	筑紫野市、小郡市、基山町の2市1町から収集したごみを、広域ごみ処理施設「グリーンヒル宝満」へ運搬し、適正処理を行った。令和元年11月に「筑紫野・小郡・基山清掃施設組合地域循環型社会形成推進地域計画」を作成し、施設の維持管理及び設備更新に係る費用に対する交付金等を受ける準備を行った。	令和元年11月にを作成した「筑紫野・小郡・基山清掃施設組合循環型社会形成推進地域計画」に沿って、交付金等を活用し、効率的に施設の維持管理及び設備の更新を行う必要がある。	
	上水道事業の広域水道事業団による実施	現在、上水道事業については、佐賀東部水道事業団において広域により実施されている。	上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。	上水道事業の広域実施を行っている。	単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、上水道事業の広域実施を継続して行う必要がある。	

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和元年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和元年度取組実績	今後の課題及び対応策
		し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施	現在、し尿汚泥処理運営等の事務については、三神地区環境事務組合において広域により実施されている。	し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。	神崎市、佐賀市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町の2市4町から収集したし尿及び浄化槽汚泥を三神地区汚泥再生処理センターへ運搬し、適正処理を行った。令和元年12月に「神崎・三養基地域循環型社会形成推進地域計画」を作成し、施設の維持管理及び設備更新に係る費用に対する交付金等を受ける準備を行った。	令和元年12月に作成した「神崎・三養基地域循環型社会形成推進地域計画」に沿って、交付金等を活用し、効率的に施設の維持管理及び設備の更新を行う必要がある。
(5)協働のまちづくりの推進	①地域組織、NPO等による協働によるまちづくり活動の促進	自主防災組織の強化	東日本大震災、熊本地震等の発生により防災意識が高まってきている。	自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施する。	更新したハザードマップを4月に全世帯に配布し、出前講座を8回、AED講座13回実施した。また、11月には自主防災組織リーダー向け研修会を実施、56名が参加した。	今後も自主防災組織向けの講習会等を行い、災害時の備品等整備補助金申請を働きかけ、組織の強化を行う必要がある。
		基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。	基山町まちづくり基金事業により、20団体を支援した。	基山町まちづくり基金事業審査委員会等の意見を参考に、町民活動団体が自立的、継続的に活動をしていけるよう要綱を見直す必要がある。
		基山町男女共同参画推進プランに掲げた施策の実行	基山町男女共同参画推進プランを実際に進めるため、実施計画に基づいた各種施策の進捗状況の確認と啓発、関係機関等との連携が必要である。	男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標値達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。	「夫婦で子育てを100倍楽しむためのセミナー」（11/9）を開催した。	男女共同参画推進プランで定めている女性登用目標値は現在26.5%であり（目標30%）を達成するために、啓発活動を引き続き行っていく必要がある。
	②協働の手法による適切な町民ニーズの把握	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	集落支援員制度を活用し、自治会活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。	自治会活動コーディネーターが地域座談会や多世代交流サロン、通いの場に参加し、町民のニーズや課題を把握し、活動の支援を行った。	一人世帯の高齢者が増加する中、地域コミュニティの活動が活発になっていくことで、地域の活性化に繋がっていく。そのため、自治会ごとの地域コミュニティ活動の推進及び定着化を図る必要がある。
		交通安全対策における地域見守りと連携した対策検討	不定期な巡視や地域からの情報提供を受け、対策を実施していた。	交通安全対策において、危険箇所のみハード対策でなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。	全行政区を対象とし、地元関係者や各関係機関と合同で現地の点検を行い、主に高齢者や児童等を対象と想定し、交通安全対策が必要な危険個所の抽出を行い、令和2年度に実施する整備箇所を決定した。	小中学校における安全指導や、地域での見守り活動等により安全の確保を図る必要がある。また、交通安全施設について、定期的な点検を実施し、計画的な修繕等を行う必要がある。
		基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働化推進計画の推進	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	協働化推進計画にある町民提案制度や協働化事業の提案など基本条例に掲げられた各種制度の定着と確実な実行により町民ニーズの把握に努めると共に、PDCAサイクルに基づく協働化推進計画の着実な見直しと推進を図る。	協働化推進計画のもと、協働のまちづくりのための取組（町民提案、まちづくり基金、地域担当職員等）を適正に行った。また、ホームページや広報等で各種制度を周知した。	町民主体のまちづくりを推進するための支援を引き続き行うために、ホームページや広報等で各種制度をさらに効果的に周知する必要がある。
(6)行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信	①情報公開の推進	行政情報の公開	情報公開コーナー、図書館において紙媒体により各種情報を公開している。また広報、ホームページにおいても公開している。	公開している行政情報の充実を図る。	情報公開コーナー、広報及びホームページ等において広く情報を発信した。情報公開コーナーにおいて、一部古い情報が混在した状態となっていたため、内容を更新するなど整理を行った。また情報公開制度に基づく情報公開請求に対し、適切に対応した。	誰もが必要な情報を迅速に把握できるように、情報公開コーナーにおいて公開している情報についてリスト化し、どのような情報があるのかを周知していく必要がある。
	②情報発信の推進（町ホームページの改修等）	情報提供の充実	情報の発信については、広報「きやま」、ホームページ、フェイスブック、出前講座により情報提供を行っている。ホームページについては、平成29年度にリニューアルした。	ホームページを活用し、情報提供を充実させる。	住民からの問合せが多い人口情報などをオープンデータとしてホームページに掲載した。（順次更新中）	町が主催する講演会など、3密を避けるためにもネットライブ配信をホームページにリンクし講演内容が視聴できるようにする。また、新たなSNSを活用した情報発信源（LINE）の運用する予定である。
	③事業評価の確立	行政評価公表の充実	行政評価により事務事業の評価を行い公表を実施している。	行政評価を活用し、PDCAサイクルを繰り返すことにより、継続的な業務改善を行う。評価結果の公表を行う。	前年度より第5次総合計画に伴う実施計画に掲げた事業を、3か年で全体的に見直しをすることとしている。令和元年度も3分の1の見直しを行った。	3か年で全体的に見直しができる方法に改善したが、それでもなお見直しの手法が複雑で相当な時間を要しているため、プロセスを更に単純化し、事務事業廃止の決定や、業務改善に繋げていく必要がある。